

令和8年7月22日

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
長野県建設業協会長野支部

「高所作業車運転の業務特別教育」のご案内

作業床の高さが10メートル未満の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）の業務に就くには、労働安全衛生法第59条第3項（特別教育の実施）労働安全衛生規則第36条第10号の5（特別教育を必要とする業務）により、特別教育を行わなければならないと定められております。

つきましては、下記により「高所作業車運転の業務特別教育」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内致します。

記

1 特別教育の日時

令和8年9月16日（水）～17日（木） 受付 7時45分～ 開講 8時

※全日程とも講習開始時刻に遅刻した場合、理由の如何を問わず受講できません

2 特別教育の場所

(一社) 中部労働技能教習センター 長野会場

長野市松代町東寺尾字観音前北（柴地籍）2681-3 （電話：026-278-9255）

3 受講料等及び受講資格

◇ 受講料 1人につき 17,600円（税込）

◇ 教材費 1人につき 2,200円（税込）

◇ 受講資格：18歳以上の方であれば、どなたでも受講できます。

4 講習科目・時間

学科講習	① 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	3時間
	② 原動機に関する知識	1時間
	③ 運転に必要な一般的事項に関する知識	1時間
	④ 関係法令	1時間
実技講習	① 装置の操作	3時間

5 受講受付人員及び受講申込締切日

定員 15名

※ コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に基づき当面の間、定員数を制限させていただきます。
また、発熱・咳等自覚症状のある場合は受講自粛として頂くほか、講習中はマスクの常時着用の徹底と、実技講習に使用する手袋の持参にご協力頂きますようお願い申し上げます。

締切日 令和8年9月2日（水）

（定員に達し次第締め切ります。なお、一定の受講者数に満たない場合は、実施を見合わせる場合があります。）

6 受講申込及び受講料納入

受講申込は、「高所作業車運転の業務特別教育受講申込書」に

① 写真1枚（縦3cm×横2.5cm 裏面に名前明記）

② 受講料・教材費 を添え、

長野県建設業協会長野支部 長野市岡田町124（電話：026-227-6226）へお申込み下さい。

※ お振込みでも取り扱っています。

振込先： 八十二長野銀行 長野駅前支店 普通預金 386343

長野県建設業協会長野支部講習会 振込手数料は差し引かないで下さい。

7 助成金について

長野労働局 職業安定部 職業対策課へお問い合わせ下さい。

TEL：026-226-0866